

令和4年度地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所等に対する指導監督の実施について

介護保険最新情報 Vol.1061（令和4年3月31日）において、厚生労働省から、介護保険施設等の指導監督についての通知があり、実地指導における標準化・効率化に資する取組等を推進する観点から、新たに「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が定められました。

つきましては、令和4年度の本市における指導及び監査につきましては、上記通知の趣旨を踏まえ、実施いたします。

記

1 介護保険施設等指導指針の概要

- (1) これまでの実地指導が、運営指導に変更となりました。
- (2) 運営指導の際は、標準的な確認すべき「項目」及び「文書」をもとに行うこととし、それ以外の「項目」及び「文書」は、特段の事情がない限り原則求めないものとされました。
- (3) オンライン等の活用による実施が可能となりました。（ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況を除く。）
- (4) 電磁的記録により管理されている各種書面については、ディスプレイ上で内容を確認することとし、印刷した書類等の準備や提出は求めないこととなりました。
- (5) 高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知することができるようになりました。
- (6) 指導に当たっての市の留意点が加えられました。

2 介護保険施設等監査指針の概要

介護保険施設等への監査を実施する際の要確認情報に、「高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は、高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報」が加えられ、人格尊重義務違反を確認できることとなりました。

3 添付資料

介護保険最新情報 Vol.1061 介護保険施設等の指導監督について（通知）
以上